

○内閣府令第四号  
文部科学省

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十五条第六項、第二十七条の六第一項及び第二十七条の七の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂  
文部科学大臣 阿部 俊子

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年<sup>内閣府</sup>文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(幼保連携型認定こども園の園長の資格)  <b>第十二条</b> 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録）を受けており、かつ、次に掲げる職に五年以上あることとする。  <b>〔一〕十六 略</b>  <b>第二十七条の二</b> 法第二十七条の六第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。      一 法第二十七条の四第二項の一般通告、同条第六項の園児届出又は法第二十七条の五第一項の規定による通知の対象である入園児虐待（法第二十七条の二第二項に規定する入園児虐待をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る幼保連携型認定こども園の名称及び所在地      二 入園児虐待を受けた又は受けたと思われる園児の性別、年齢及びその他の心身の状況      三 入園児虐待の種類、内容及び発生要因      四 入園児虐待を行った職員等（法第二十七条の二第一項に規定する職員等をいう。次条第一項において同じ。）の氏名、生年月日及び職種      五 所管行政庁が講じた措置の内容      六 入園児虐待が行われた幼保連携型認定こども園において改善措置が採られている場合にはその内容      （法第二十七条の七の主務省令で定める事項等）  <b>第二十七条の三</b> 法第二十七条の七の主務省令で定める事項は、入園児虐待を行った職員等の職種とする。      2 法第二十七条の七第二項の規定による公表は、こども家庭庁、文部科学省及び都道府県のウェブサイトに掲載により行うものとする。</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の園長の資格)  <b>第十二条</b> 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。  <b>〔一〕十六 同上</b>  <b>〔二〕十六 同上</b>  <b>〔三〕十六 同上</b>  <b>〔四〕十六 同上</b>  <b>〔五〕十六 同上</b>  <b>〔六〕十六 同上</b>  <b>〔七〕十六 同上</b>  <b>〔八〕十六 同上</b>  <b>〔九〕十六 同上</b>  <b>〔十〕十六 同上</b>  <b>〔十一〕十六 同上</b>  <b>〔十二〕十六 同上</b>  <b>〔十三〕十六 同上</b>  <b>〔十四〕十六 同上</b>  <b>〔十五〕十六 同上</b>  <b>〔十六〕十六 同上</b>  <b>〔十七〕十六 同上</b>  <b>〔十八〕十六 同上</b>  <b>〔十九〕十六 同上</b>  <b>〔二十〕十六 同上</b>  <b>〔二十一〕十六 同上</b>  <b>〔二十二〕十六 同上</b>  <b>〔二十三〕十六 同上</b>  <b>〔二十四〕十六 同上</b>  <b>〔二十五〕十六 同上</b>  <b>〔二十六〕十六 同上</b>  <b>〔二十七〕十六 同上</b>  <b>〔二十八〕十六 同上</b>  <b>〔二十九〕十六 同上</b>  <b>〔三十〕十六 同上</b>  <b>〔三十一〕十六 同上</b>  <b>〔三十二〕十六 同上</b>  <b>〔三十三〕十六 同上</b>  <b>〔三十四〕十六 同上</b>  <b>〔三十五〕十六 同上</b>  <b>〔三十六〕十六 同上</b>  <b>〔三十七〕十六 同上</b>  <b>〔三十八〕十六 同上</b>  <b>〔三十九〕十六 同上</b>  <b>〔四十〕十六 同上</b>  <b>〔四十一〕十六 同上</b>  <b>〔四十二〕十六 同上</b>  <b>〔四十三〕十六 同上</b>  <b>〔四十四〕十六 同上</b>  <b>〔四十五〕十六 同上</b>  <b>〔四十六〕十六 同上</b>  <b>〔四十七〕十六 同上</b>  <b>〔四十八〕十六 同上</b>  <b>〔四十九〕十六 同上</b>  <b>〔五十〕十六 同上</b>  <b>〔五十一〕十六 同上</b>  <b>〔五十二〕十六 同上</b>  <b>〔五十三〕十六 同上</b>  <b>〔五十四〕十六 同上</b>  <b>〔五十五〕十六 同上</b>  <b>〔五十六〕十六 同上</b>  <b>〔五十七〕十六 同上</b>  <b>〔五十八〕十六 同上</b>  <b>〔五十九〕十六 同上</b>  <b>〔六十〕十六 同上</b>  <b>〔六十一〕十六 同上</b>  <b>〔六十二〕十六 同上</b>  <b>〔六十三〕十六 同上</b>  <b>〔六十四〕十六 同上</b>  <b>〔六十五〕十六 同上</b>  <b>〔六十六〕十六 同上</b>  <b>〔六十七〕十六 同上</b>  <b>〔六十八〕十六 同上</b>  <b>〔六十九〕十六 同上</b>  <b>〔七十〕十六 同上</b>  <b>〔七十一〕十六 同上</b>  <b>〔七十二〕十六 同上</b>  <b>〔七十三〕十六 同上</b>  <b>〔七十四〕十六 同上</b>  <b>〔七十五〕十六 同上</b>  <b>〔七十六〕十六 同上</b>  <b>〔七十七〕十六 同上</b>  <b>〔七十八〕十六 同上</b>  <b>〔七十九〕十六 同上</b>  <b>〔八十〕十六 同上</b>  <b>〔八十一〕十六 同上</b>  <b>〔八十二〕十六 同上</b>  <b>〔八十三〕十六 同上</b>  <b>〔八十四〕十六 同上</b>  <b>〔八十五〕十六 同上</b>  <b>〔八十六〕十六 同上</b>  <b>〔八十七〕十六 同上</b>  <b>〔八十八〕十六 同上</b>  <b>〔八十九〕十六 同上</b>  <b>〔九十〕十六 同上</b>  <b>〔九十一〕十六 同上</b>  <b>〔九十二〕十六 同上</b>  <b>〔九十三〕十六 同上</b>  <b>〔九十四〕十六 同上</b>  <b>〔九十五〕十六 同上</b>  <b>〔九十六〕十六 同上</b>  <b>〔九十七〕十六 同上</b>  <b>〔九十八〕十六 同上</b>  <b>〔九十九〕十六 同上</b>  <b>〔百〕十六 同上</b>  <b>〔百一〕十六 同上</b>  <b>〔百二〕十六 同上</b>  <b>〔百三〕十六 同上</b>  <b>〔百四〕十六 同上</b>  <b>〔百五〕十六 同上</b>  <b>〔百六〕十六 同上</b>  <b>〔百七〕十六 同上</b>  <b>〔百八〕十六 同上</b>  <b>〔百九〕十六 同上</b>  <b>〔百十〕十六 同上</b>  <b>〔百十一〕十六 同上</b>  <b>〔百十二〕十六 同上</b>  <b>〔百十三〕十六 同上</b>  <b>〔百十四〕十六 同上</b>  <b>〔百十五〕十六 同上</b>  <b>〔百十六〕十六 同上</b>  <b>〔百十七〕十六 同上</b>  <b>〔百十八〕十六 同上</b>  <b>〔百十九〕十六 同上</b>  <b>〔百二十〕十六 同上</b>  <b>〔百二十一〕十六 同上</b>  <b>〔百二十二〕十六 同上</b>  <b>〔百二十三〕十六 同上</b>  <b>〔百二十四〕十六 同上</b>  <b>〔百二十五〕十六 同上</b>  <b>〔百二十六〕十六 同上</b>  <b>〔百二十七〕十六 同上</b>  <b>〔百二十八〕十六 同上</b>  <b>〔百二十九〕十六 同上</b>  <b>〔百三十〕十六 同上</b>  <b>〔百三十一〕十六 同上</b>  <b>〔百三十二〕十六 同上</b>  <b>〔百三十三〕十六 同上</b>  <b>〔百三十四〕十六 同上</b>  <b>〔百三十五〕十六 同上</b>  <b>〔百三十六〕十六 同上</b>  <b>〔百三十七〕十六 同上</b>  <b>〔百三十八〕十六 同上</b>  <b>〔百三十九〕十六 同上</b>  <b>〔百四十〕十六 同上</b>  <b>〔百四十一〕十六 同上</b>  <b>〔百四十二〕十六 同上</b>  <b>〔百四十三〕十六 同上</b>  <b>〔百四十四〕十六 同上</b>  <b>〔百四十五〕十六 同上</b>  <b>〔百四十六〕十六 同上</b>  <b>〔百四十七〕十六 同上</b>  <b>〔百四十八〕十六 同上</b>  <b>〔百四十九〕十六 同上</b>  <b>〔百五十〕十六 同上</b>  <b>〔百五十一〕十六 同上</b>  <b>〔百五十二〕十六 同上</b>  <b>〔百五十三〕十六 同上</b>  <b>〔百五十四〕十六 同上</b>  <b>〔百五十五〕十六 同上</b>  <b>〔百五十六〕十六 同上</b>  <b>〔百五十七〕十六 同上</b>  <b>〔百五十八〕十六 同上</b>  <b>〔百五十九〕十六 同上</b>  <b>〔百六十〕十六 同上</b>  <b>〔百六十一〕十六 同上</b>  <b>〔百六十二〕十六 同上</b>  <b>〔百六十三〕十六 同上</b>  <b>〔百六十四〕十六 同上</b>  <b>〔百六十五〕十六 同上</b>  <b>〔百六十六〕十六 同上</b>  <b>〔百六十七〕十六 同上</b>  <b>〔百六十八〕十六 同上</b>  <b>〔百六十九〕十六 同上</b>  <b>〔百七十〕十六 同上</b>  <b>〔百七十一〕十六 同上</b>  <b>〔百七十二〕十六 同上</b>  <b>〔百七十三〕十六 同上</b>  <b>〔百七十四〕十六 同上</b>  <b>〔百七十五〕十六 同上</b>  <b>〔百七十六〕十六 同上</b>  <b>〔百七十七〕十六 同上</b>  <b>〔百七十八〕十六 同上</b>  <b>〔百七十九〕十六 同上</b>  <b>〔百八十〕十六 同上</b>  <b>〔百八十一〕十六 同上</b>  <b>〔百八十二〕十六 同上</b>  <b>〔百八十三〕十六 同上</b>  <b>〔百八十四〕十六 同上</b>  <b>〔百八十五〕十六 同上</b>  <b>〔百八十六〕十六 同上</b>  <b>〔百八十七〕十六 同上</b>  <b>〔百八十八〕十六 同上</b>  <b>〔百八十九〕十六 同上</b>  <b>〔百九十〕十六 同上</b>  <b>〔百九十一〕十六 同上</b>  <b>〔百九十二〕十六 同上</b>  <b>〔百九十三〕十六 同上</b>  <b>〔百九十四〕十六 同上</b>  <b>〔百九十五〕十六 同上</b>  <b>〔百九十六〕十六 同上</b>  <b>〔百九十七〕十六 同上</b>  <b>〔百九十八〕十六 同上</b>  <b>〔百九十九〕十六 同上</b>  <b>〔百十〕十六 同上</b></p>

備考 表中の「」の記載は注記である。  
 附則 この命令は、令和七年十月一日から施行する。